

審査会議の存在を確認するため、審査員の日当交通費請求書と審査補助員の交通費請求書を調べ、第6章で報告した。請求書は怪しいもので、審査会議の存在を裏付けにならないことを確認した。もう一つ審査会議の存在を確認する手がある。

検察審査会法41条では「起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対して、検察審査会に出席して意見を述べる機会を与えなければならぬ」とある。

検察官が、検察審査会に議決前に説明に行ったかどうかを確認することで、審査会議が開かれたかどうか分かる。

斉藤検察官は検察審査会に何時説明に行ったのか

2010年の11月頃のことだと思う。ジャーナリストの山岡俊介氏のブログサイトに面白い記事が載っていた。

「ある民間人が議決後の9月下旬に、東京地検庁舎のロビーで、斉藤隆博東京地検特捜部副部長(検察官)と偶然会い挨拶を交わした。その際「これから検審に説明に行く」などの雑談を交わした」

私は2012年の初めに、インターネットを介し、その民間人A氏と知り合った。

A氏も私のブログを読んでいて、私とコンタクトを取りたいと思っていたとのことだった。

私はA氏と直接会って、9月28日斉藤検察官と会った日のことなどについて聞いた。

A氏の話では

「9月28日、東京地検庁舎の1階で、斉藤検察官に会った。その時、複数の民間人も居合せたが、「これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く」と話したとのこと。また後日、斉藤検察官は検審から帰ってきて、周囲に「検察審査員からは、何の質問もなかった」と不審そうに語ったらしいとの話も聞いた。9月28日と言えば、起訴議決がされた後だが、斉藤検察官はそれを知らされずに説明に行ったのではないか。だから私達にも躊躇なく話したのだと思う。斉藤さんはこんなことで嘘を言う人ではない。彼は間違いなく議決前には説明に行っていない」

その後A氏とはしばらく連絡が取れなかったのだが、最近再び話を聞く機会があった。そこでこんな裏話を聞かせてくれた。

「斉藤さんは優秀な人。将来を嘱望されている。正義感も強く、上司や部下からの人望も厚い。何よりも検察の小沢捜査には懐疑的だった。

小沢捜査は前任の吉田副部長が担当していて、彼は小沢捜査の状況をほとんど知らない。捏造報告書を斉藤検察官が作成したように言われるが、それは事実と反する。あの捜査報告書は佐久間特捜部長が作成し、名前だけ使われたようだ。

斉藤検察官は当時、検審で起訴議決があったとされる頃、**自民党大物議員二階俊博元経産相**がからんだとされる「特許庁汚職事件」の捜査責任者として超多忙だったという。

この事件をひとことと言うと、特許庁の基幹システムを総入れ替えする国家プロジェクトに、業者選定に際して、**現職の二階俊博経産大臣**が関与した疑いももたれていたものだ。期間は5年に及び、発注総額は1000億円にも上るもので、東京地検特捜部の関心は、落札者である東芝と当時の大臣に向けられていた。7月頃からマスコミの関係者の話題にも上り始め、大がかりな強制捜査の準備が進められていた。汚職捜査チームの検事たちは、遅い盆休みを取った後、9月初旬に全員集合、臨戦態勢に入っていた。9月17日、東京地検特捜部は**二階俊博議員の支援者やその関連施設など**、東京、大阪あわせて複数箇所の家宅捜査を実施している。この様子は新聞、テレビでも報じられた。

(この模様は、**週刊朝日2012年10月19日「二階元経産相―特許庁―東芝子会社 謎のトライアングルで公金54億円が消えた」**で詳しく報道された)

斉藤検察官はまさしくこの事件捜査の現場指揮官だったのである。

新聞では斉藤検査官は9月上旬に検審に説明に行ったとあるが、この汚職事件の捜査で忙しく、検審に説明に行く時間的余裕などあるはずもないことは容易に推測できる。

斉藤検察官は、元大臣の逮捕に向けて着々と準備を進め、強制捜査で押収した証拠品の読み込みなどが落ち着いた9月下旬、やっと時間が取れるようになり、検審(Ⅱ最高裁)の求めに応じた。それが9月

28日に検審に向いた裏の事情である。であれば斉藤検察官による不起訴理由の説明が済まない、小沢氏の起訴議決発表が出来ないので、検審（＝最高裁）はずいぶん焦っていたのではないか。

さらに特捜部周辺では不思議なことが続いた。この特許庁汚職事件捜査は、結局立件が見送られてしまった。あれだけ新聞、テレビで強制捜査の様子が報道されたにも関わらずである。どうやら東芝の下請け先に野田財務大臣他、民主党の現役閣僚複数に政治献金していたソフトウエア会社が入っていたらしい。この会社は後に社長が脱税容疑などで特捜部に逮捕され、事件の一部が報道されたが、マスコミ関係者などの間では、この社長は政界タニマチとして有名な人物であった。また当時の法務大臣が立件にストップをかけたなどの噂も流れたが、真相は分からない。しかし事実として、東京地検特捜部が総力をあげて取り組んでいた、巨大疑獄事件は有耶無耶のまま幕が引かれた。二階元経産相は命拾いしたのである。

斉藤検察官の下には、さらなる不運が降りかかる。
2回目の議決発表があつて間もなく、ジャーナリストの山岡俊介氏などのネット情報から、斉藤検察官が9月28日に説明に行つたらしいということが漏れ出した。

国会議員の間では「斉藤検察官を証人喚問したら」という声が上がった。慌てた最高裁と法務省は、なんと斉藤検察官を、東京地検公判部に人事異動させた。そして小沢裁判の指定弁護士に補佐役に付け、起訴状を書いたことのない指定弁護士の家庭教師役をやらせたのである。これにより仮に国会から証人喚問を受けても、今公判中の担当検事ということで合法的にこれを拒否できる。この人事異動が異例であったことは次の事実でも証明できる。この一連のほとぼりさめた頃、またもや斉藤氏は元の特捜副部長に戻っている。

東京第五検審査事務局は「会議出席要請通知文書」開示を拒否！

石川克子さんが、東京第五検審査会が東京地検特捜部宛に出したであろう「会議出席要請通知文書」の開示を請求した。

石川さん宛に、東京第五検審査事務局からお決まりの「不開示通知書」が届いた。不開示の理由は「申出の文書は、個別の審査事務に関する文書であり、検察審査会行政文書に該当しないので、検察審査会行政文書開示手続きの対象にしない」。

石川さんは、橋村東京第五検審査会事務局長に、不開示とする理由にある「個別の審査事務に関する文書」とはどのような文書をさすのか、「個別の審査事務に関する文書」なら何故開示拒否できるのか、そしてそれを「検察審査会行政文書に該当しない」とする根拠は何か、と電話で質問した。

橋村氏の回答は「そこ（不開示通知書）に書いてある通りです…」の一点張り。もちろん不開示通知書には何も書いていないから質問しているのだが。

これまでも、個別の審査事務に関する文書だとみられる「審査員・補充員の選定通知及び召集状」など黒塗りだけでも開示した。

「会議出席要請通知書」は存在しないのかもしれないし、存在したとしても、9月14日以降に作成されたものなのかもしれない。だから開示できないと読む。

東京地検は全検察官の出張管理簿を開示した！

2012年4月20日、石川克子さんと私は、東京地検に以下の開示請求をした。

開示請求内容

- ① 平成22年3月9日から10月4日までの期間において、東京第五検審査会が「被疑者 小沢一郎に対する政治資金規正法違反被疑事件」の審査につき、東京地方検察庁特別捜査部の検察官が、事件の説明等をするために東京検審査会に赴いたことが分かる文書
- ② ①の際の東京第五検審査会から東京地検特捜部に会議出席の要請等があったことが分かる通知書等（日時や場所等、目的等が記されているもの）

開示納期の30日後に、延長してほしい旨の通知が来た。

そして、60日後に不開示通知書が届いた。通知書には以下の不開示理由が記されていた。

- ① の不開示理由…開示請求に係る行政文書が存在しない。